

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 24年 7月 31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区二番町8番地8		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一 電話 03-6238-3711					
主たる業種	コンビニエンスストア				細分類番号	5   8   9   1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成 23年 4月 から平成 26年 3月 まで						
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	京都地区のオペレーション本部を中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、建築設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,653.1 トン	10,335.3 トン	トン	トン	7.1 パーセント	
実績に対する自己評価	評価の対象となる排出の量	9,653.1 トン	10,335.3 トン	トン	トン	7.1 パーセント	
	平成23年度は、基準年度と比較して9店舗増加(内5店舗を環境配慮型店舗で出店)。既存店10店舗で省エネ改装の実施、他店内照明・看板のLED化を実施。スマートセンサーの設置により店舗の省エネを図った。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (kg-CO2/m <sup>2</sup> )	282.48	282.05			-0.15 パーセント
実績に対する自己評価	省エネ改装7店舗及び、既存店の店内証明・看板照明のLED化を積極的に進めた。また、50店舗にスマートセンサーを設置することで、加盟店の「正しい設備の使い方」による「省エネ」の推進を図った。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	128.0 セン	128.0 セン	セン	セン			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	店内照明・店頭看板を蛍光灯からLEDに交換(府内151店舗)					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	地区事務所は、公共交通機関での通勤が可能な立地に位置している為、地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	地区事務所勤務者は、全員交通機関を利用した通勤を100%徹底出来た。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市内で平成17年度より実施している食品リサイクルを今後も継続する。</li> <li>・セブン-イレブン記念財団を通じ、環境市民団体への助成活動を継続する。</li> </ul>						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。